

2015年3月26日
みずほ信託銀行株式会社
株式会社みずほ銀行

「結婚・子育て支援信託『希望の贈りもの』」の取扱開始について

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：中野 武夫）は、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」の関連法令の成立を前提として、2015年4月1日より、「結婚・子育て支援信託『希望の贈りもの』」の取り扱いを開始いたします。

株式会社みずほ銀行（取締役頭取：林 信秀）においても、同日より、みずほ信託銀行株式会社の信託代理店として、上記商品の取り扱いを開始いたします。

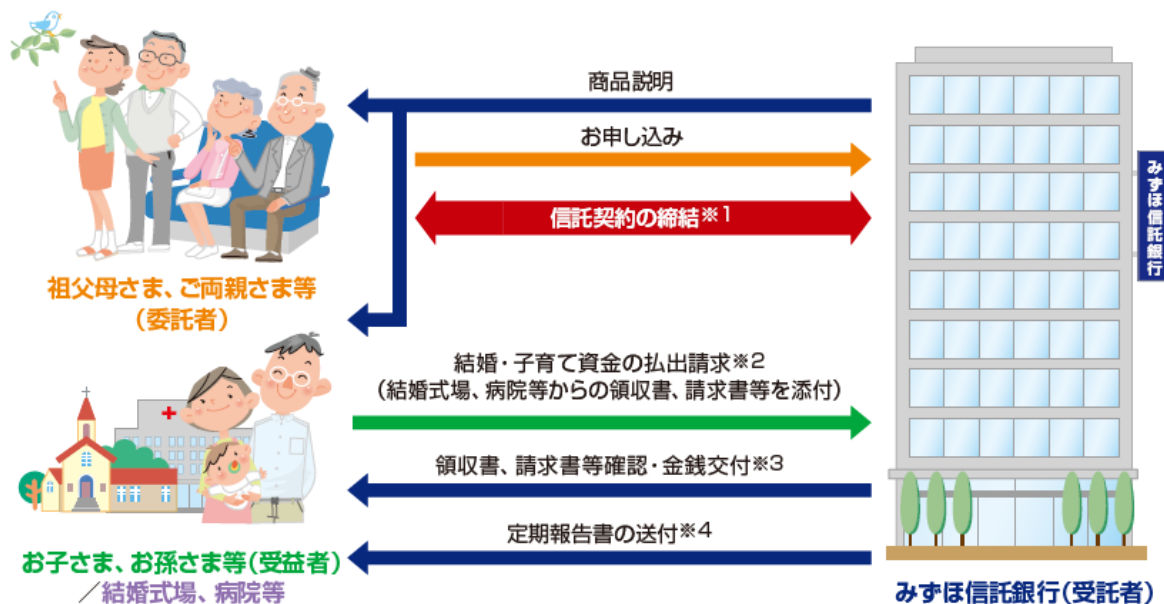
「結婚・子育て支援信託『希望の贈りもの』」は、平成27年度税制改正により創設が予定されている「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応した商品であり、祖父母さまやご両親さま等の直系尊属から、お子さまやお孫さま等に対して、結婚・子育て資金の一括贈与が行われた場合について、一定の要件のもと贈与税が非課税となるものです。

本商品は、受益者（お子さまやお孫さま等）の結婚・子育て資金としてお預かりする金銭について、元本保証のある指定金銭信託（一般口）で運用・管理しつつ、受益者からの結婚・子育て資金の払出請求に基づいて金銭の交付を行う信託商品です。

〈みずほ〉は、今後も、グループ一体となった総合金融サービスを通じて、お客さまのさまざまなニーズにお応えしてまいります。

以 上

● 結婚・子育て支援信託「希望の贈りもの」のしくみ



- ※1 祖父母さまやご両親さま等はみずほ信託銀行に金銭を信託し、祖父母さまやご両親さま等を委託者、みずほ信託銀行を受託者、お子さまやお孫さま等を受益者とする信託契約を締結します(受益者はみずほ信託銀行またはみずほ銀行の普通預金口座が必要です)。
- ※2 お子さまやお孫さま等(受益者)は、みずほ信託銀行に金銭の払い出しを請求します。払い出し方法には、領収等によるもの(結婚式場や病院等から発行されたすでにお支払い済みの領収書等をご提出いただき、お子さまやお孫さま等(受益者)の口座へお振り込みする方法)と、請求書等によるもの(結婚式場や病院等から発行された請求書・振込依頼書等で支払期限内のものをみずほ信託銀行窓口へご提出いただき、払い出した金銭を直接結婚式場や病院等へ振り込む方法)がございます。
- ※3 請求を受けた金銭を、みずほ信託銀行からご指定の口座へお振り込みします。
- ※4 みずほ信託銀行は、信託期間中における金銭交付の状況を表示した「結婚・子育て支援信託の管理状況にかかるご報告」をお子さまやお孫さま等(受益者)に送付します(年1回、報告書作成基準日は原則毎年3月31日となります)。また、「金銭信託収益金のお知らせ」をお子さまやお孫さま等(受益者)に送付します(年2回、3月および9月)。

○ 商品の概要

委託者	個人のお客さまでお子さまやお孫さま等(受益者)の直系尊属にあられる方
受益者	20歳以上50歳未満の個人のお客さま
信託金額	5,000円以上1円単位でお子さまやお孫さま等(受益者)1名につき1,000万円まで
信託期間	お子さまやお孫さま等(受益者)が満50歳に達した日まで
信託報酬 (お客さまの費用)	信託設定時および信託期間中の事務・管理の報酬はいただきません。 ただし、指定金銭信託(一般口)としての運用報酬をお支払いいただきます。 運用報酬は収益計算期日に合同運用財産について生じた利益からお支払いいただきます。
ご留意事項	○信託終了時に、信託財産から対象となる結婚・子育て資金等の合計金額を控除した後の残額は、信託が終了した日に贈与があったものとして、その残額に対して受益者に贈与税が課税されます。 ○委託者が亡くなられた場合には、受益者がみずほ信託銀行に届け出ることが法令で義務づけられています。信託財産から対象となる結婚・子育て資金等の合計金額を控除した後の残額は、委託者の相続財産に加算され、相続税の課税対象となります(教育資金贈与信託とは取り扱いが異なります)。このとき、受益者は相続税の納税義務者となる可能性があります。